

令和8年度 旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント
企画運営業務委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

1 案件名称

令和8年度旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント企画運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

旭区役所では、人と人とのつながりなど、旭区らしさやにぎわいを感じていただけるよう、区民や地域のみなさま、地元の店舗、商店街、大学等と協力して様々な取組を進めている。

本業務では、区民のつながりやまちのにぎわいなど、旭区の魅力をもっと多くの方に広く発信し、まちの魅力を高めるため、区民のみなさまとともに、城北公園におけるにぎわいイベントや区内周遊ラリーなど、まちの魅力を高めるイベントを実施する。

また、SDGsに関する取組のなかで、国産木材の利用促進・啓発、まちの美化推進・啓発を実施する。

今般、上記の目的を達成するため、受注者の持つノウハウや幅広い知識と経験、創造性や専門性を活用した事業内容とするため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

イベント企画運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場警備、清掃、現状復旧等（※具体的内容については、仕様書を参照のこと。）

(3) 契約上限額

金7,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約の締結は令和8年度予算成立を条件とする。

※ 国産木材の利用促進・啓発については森林環境譲与税（1,000,000円）、まちの美化推進・啓発については大阪市環境美化運動推進基金（1,000,000円）を活用予定である。

(4) 対象経費

対象経費は、本事業にかかる人件費、謝礼、交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、広報費、会場費、警備費、光熱水費、事務費等の業務を遂行するにあたり必要な経費。なお、城北公園の会場利用料は免除のため、委託経費に含まないこととする。

(5) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(6) 履行場所

本市指定場所

詳細については、受注予定者の決定後に、企画提案をふまえて協議のうえ決定する。

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(8) 市側から提供する資料、貸与品等

旭区ブランド・旭わがまちお宝に関する資料を無償で提供する。

3 契約に関する事項

当案件にかかる事業者選定会議において選定された団体は、事業実施にあたり、本市と委託契約を締結する。契約に関する主な注意事項は次のとおりとする。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金等

契約保証金 免除

保証人 否

(4) 再委託の制限について

① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント企画運營業務

② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③ 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) その他

① 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 8 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

- ② 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
- ③ 事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ④ 本事業の受注者として選定された団体は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- ⑥ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の基準の全てに該当し、旭区役所の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

資格審査申請は、「6 応募手続き等に関する事項、(1) 応募手続き及び参加資格決定通知、② 提出書類等」に挙げる書類の提出により行う。

なお、共同体事業者の場合は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者を代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。
- (2) 過去5年以内（令和3年1月1日～令和7年12月31日）の「あさひファン★フェスタ」（参照：仕様書 p. 1-5）に類似した、公園等を活用したイベント業務の受託実績が1回以上あること。
- (3) 過去1カ年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 公募型プロポーザル参加申請時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)から(8)の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とするが、次の要件も満たさなければならない。
 - ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ③ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

- ④ 参加申請書の提出時に共同事業体協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 単独で参加した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和8年1月 9日 (金)
・質問受付期限	令和8年1月19日 (月)
・質問に対する回答	令和8年1月21日 (水)
・参加申請受付期限	令和8年1月27日 (火)
・参加資格決定通知	令和8年1月30日 (金) 予定
・企画提案書の提出期限	令和8年2月13日 (金)
・選定会議 (プレゼンテーション)	令和8年2月下旬頃
・選定結果通知	令和8年3月 6日 (金) 予定
・契約締結・事業開始	令和8年4月 1日 (水)
・事業完了	令和9年3月31日 (水)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募手続き及び参加資格決定通知

- ① 受付期間
令和8年1月9日 (金) ～令和8年1月27日 (火) 午後5時30分 (必着)
- ② 提出書類等
公募型プロポーザル参加申請については、**別表1**の書類を提出すること。
- ③ 提出方法
旭区役所まち魅力課 (1階3番窓口) に、参加される法人等もしくは共同事業体に所属している者 (提出書類を確認する際の質問等に対応できる者) が持参すること。(E-mail、FAX 送付不可)
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 資格審査後の参加資格決定通知
すべての参加申請者に対し、令和8年1月30日 (金) (予定) に、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者E-mailアドレスあてに通知する。
- ⑥ 参加の無効等
提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、もしくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間
令和8年1月9日 (金) ～令和8年1月19日 (月) 午後5時30分 (必着) とし、締切以降の質問は受付けない。
- ② 提出方法
「質問票」(様式1)によりE-mailにて送信することとし、件名に【令和8年度旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント質問】と明記すること。また、送信後は「8 提出

先、「問い合わせ先」記載の電話番号まで着信確認を行うこと。

※電話や、口頭での質問は受け付けない。

(送付先)E-mail：tp0008@city.osaka.lg.jp

③ 回答

受付けた質問は令和8年1月21日(水)に旭区役所ホームページで回答を掲載する。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期間

公募型プロポーザル参加資格決定の通知を受領後、令和8年2月13日(金)午後5時30分(必着)までに提出すること。

② 提出書類等

【応募者全員】企画提案については、**別表2**の書類を提出すること。

③ 提出部数

別表2の提出書類を9部(正1部、副8部)

※ 副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所(事業者名、所在地、代表者名、従業員名、配置予定スタッフ氏名及び所属・役職、代表者印、ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

④ 提出方法

旭区役所まち魅力課(1階3番窓口)に持参すること。(E-mail、FAX送付不可)

⑤ その他

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。

(4) 提案に要する費用、条件等

① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

② 提出された企画提案書、実施に関して提出のあった書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

③ すべての企画提案書は返却しない。

④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

⑤ 期限後の提出、資料の追加、差し替え等は認めない。

⑥ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

7 選定に関する事項

(1) 審査・選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「令和8年度旭区の『まちの魅力』を楽しむイベント企画運営業務委託 業者選定会議」が選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーション審査の結果により、最も優れた企画提案者を選定のうえ、その事業者と契約を締結する。

【プレゼンテーション審査】

① 開催日時・場所

開催日時 令和8年2月下旬頃

場 所 大阪市旭区役所

詳細は、参加決定資格者に対し、様式 2-1 又は 2-2 に記載の担当者 E-mail アドレスあて事前に通知する。

② 審査方法

- ・上記 6 (3)②の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと（モニターの使用はできない）。
- ・1 者あたり約 30 分程度（うち説明 20 分程度。質疑応答を含む。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。
- ・原則として、予定統括責任者は必ず参加すること。
- ・やむを得ない事情でプレゼンテーション審査に遅参し、開始時間が遅れた際には、割り当てられた審査時間を超えることはできない。
- ・なお、予定総括責任者が欠席する場合やプレゼンテーション審査に遅参する場合などには、旭区役所まち魅力課（8 問い合わせ先）に連絡すること。
- ・プレゼンテーションは、参加される法人等もしくは共同事業体に所属している者が行うこと。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

③ 選定委員の合計点の平均が 60 点に満たない場合は、選定対象としない。

④ 審査の結果、最高点の事業者が複数いる場合は、次に示す優先順位に基づき、より優先度の高い項目の点数の高い者を最優秀提案事業者とする。この場合において、次の 3 つの項目において同点となったときは、選定委員の協力のもと、くじ引きにより受注予定者を選定する。

（優先度）

- 1 位「ア 企画力①」
- 2 位「エ 専門性①」
- 3 位「ウ 安全性①」

⑤ 企画提案者が 1 事業者であっても選定会議を行い、審査結果により当該事業者を契約相手方とする。

⑥ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 選定基準

審査は、次の視点に基づく配点とする（合計 100 点）。委員全員が採点した点数の合計点を求め、合計点が最も高い提案者を受注予定者に決定する。

項目及び評価事項		配点
ア 企画力	①事業の趣旨・目的を理解した企画の立案ができています。	15
	②旭区の特性や実情を理解した上で、区のにぎわいの創出や、地域の愛着や誇りの醸成につながる具体的な PR 方法となっている。	15
イ 効果性	①達成目標を定性・定量的に示すなど具体的で、実現可能性が妥当であり、事業の目的に見合う効果が期待される。	15

ウ 安全性	①責任者の役割を明確にし、運営・警備・誘導等の適切な人員配置計画があり、全ての方が安心して参加できるよう配慮されている。	15
	②危機管理・安全対策に具体策を講じており、事故防止・事故対応等が明確である。	10
エ 専門性	①事業の企画内容に事業者独自の強みや専門性が活かされている。	15
オ 実現性	①提案内容を確実に遂行できる業務スケジュールとなっており、業務実績や体制等がある。	10
	②所要経費の積算金額が明確であり、最小の経費で最大の効果を発するよう合理的かつ適切なものとなっている。	5
合 計		100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 要項に違反または著しく逸脱した場合
- ③ 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「4 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- ⑤ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談すること
 - イ 事業提案終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募金額が「2 業務内容に関する事項 (3) 契約上限額」を上回っている場合
- ⑥ その他、不正行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果通知日：令和8年3月6日（金）予定

選定結果は決定後、全参加者に通知し、また、旭区役所ホームページに掲載する。

なお、通知については、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者E-mailアドレス宛て行う。

8 提出先、問い合わせ先

〒535-8501

大阪市旭区大宮1丁目1番17号

大阪市旭区役所まち魅力課（1階3番窓口）

担当者 堀・森松・小浦

TEL：06-6957-9009

E-mail：tp0008@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/asahi/>

公募型プロポーザル参加申請書類一覧

【単独法人の場合】

	名 称	取り扱い等	様 式
①	公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）	—	様式 2 - 1
②	団体概要	パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの。	自由
③	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書	—	様式 4
④	類似したイベント業務の受託実績調書	過去 5 年以内（令和 3 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の「あさひファン★フェスタ」（参照：仕様書 p. 1-5）に類似したイベント業務の受託実績（1 回以上）。 ※企画提案書類として同様のものを提出することに留意の上、提出すること。	様式 5
⑤	類似したイベント業務の受託実績がわかるもの	④「類似したイベント業務の受託実績調書」で示した、各イベントにおける実施報告書（写し）を提出すること。	—
⑥	使用印鑑届	—	様式 6
⑦	印鑑証明書	申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの： 原本	—
⑧	履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）	申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの： 写し可	—
⑨	直近 1 ヶ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））	申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの： 写し可	—
⑩	直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）及び固定資産税・都市計画税の納税証明書	申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの： 写し可	—
⑪	直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）	—	—

※ ⑤はイベントの趣旨、目的、内容、実施日時・場所等が分かるものであれば、実施報告書（写し）の代替えとして提出可。

※ ⑨・⑩は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を添付すること。

※ ⑥～⑪は、令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 2 - 1 に承認番号を記載すること）。

【共同事業体の場合】

	名 称	取り扱い等	様 式
①	公募型プロポーザル参加申請書(共同事業体用)	—	様式2-2
②	共同事業体届出書兼委任状	—	様式3
③	団体概要	パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの。	自由
④	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書	—	様式4
⑤	類似したイベント業務の受託実績調書	過去5年以内(令和3年1月1日~令和7年12月31日)の「あさひファン★フェスタ」(参照:仕様書p.1-5)に類似したイベント業務の受託実績(1回以上)。 ※企画提案書類として同様のものを提出することに留意の上、提出すること。	様式5
⑥	類似したイベント業務の受託実績がわかるもの	⑤「類似したイベント業務の受託実績調書」で示した、各イベントにおける実施報告書(写し)を提出すること。	—
⑦	使用印鑑届	代表構成員のみ	様式6
⑧	印鑑証明書	申請時点で発行から3ヵ月以内のもの: 原本。代表構成員のみ	—
⑨	履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)	申請時点で発行から3ヵ月以内のもの: 写し可	—
⑩	直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))	申請時点で発行から3ヵ月以内のもの: 写し可	—
⑪	直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)及び固定資産税・都市計画税の納税証明書	申請時点で発行から3ヵ月以内のもの: 写し可	—
⑫	直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)	—	—
⑬	共同事業体協定書(写し)	—	自由

※ ③~⑥及び⑨~⑫は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※ ⑥はイベントの趣旨、目的、内容、実施日時・場所等が分かるものであれば、実施報告書(写し)の代替えとして提出可。

※ ⑩及び⑪は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を添付すること。

※ ⑦~⑫は、令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること)。

企画提案書類一覧

	名 称	取扱い等	様 式
①	公募型プロポーザル企画提案書	単独法人については様式7-1、共同事業体については様式7-2を使用すること。	様式7-1 又は7-2
②	企画提案内容	A4判横11頁(両面印刷・長辺綴じ)以内とし、次の項目の順に、指定する頁数以内で記載すること。図やイラスト等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。 (1) 事業趣旨・目的、事業効果や定性・定量的な達成目標(2頁以内) (2) 「あさひファン★フェスタ」及び「あさひわくわく♪キーワードラリー!」の企画内容(2頁以内) (3) 「あさひファン★フェスタ」の会場レイアウト及び運営・警備・誘導等の人員配置計画(2頁以内、ただし、A3サイズ片面1頁でも可) (4) 旭区の取組(旭区検定、SDGs等)や魅力(商店街等)の発信。国産木材の持続的な利用の意義や国産木材の良さ・効果等について利用促進・普及啓発。(2頁以内) ※参照:仕様書p.2(エ)・p.4(カ)、p.8(2) 下線部 (5) 提案のセールスポイント(2頁以内) (6) スケジュール(1頁以内)	自由
③	業務実施人員体制表	—	様式8
④	類似したイベント業務の受託実績調書(申請時と同じもの)	公募型プロポーザル参加申請の際に提出したものと同一のものを提出すること。	様式5
⑤	提案見積及び積算根拠(経費内訳書)	—	様式9

※ 提出部数: 提出書類 9部(正1部、副8部)

副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所(事業者名、所在地、代表者名、従業員名、配置予定スタッフ氏名及び所属・役職、代表者印、ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。